

一般社団法人日本作編曲家協会 定 款

(前 文)

日本作編曲家協会は

創造・創作を生活の根幹とする者の音楽団体として

1970年の創設以来

われわれの創造物たる作品を通し

わが国の音楽界を牽引し続けてきた

日本作編曲家協会は

作品そして全ての創作者が本来持つ権利

ならびに職業人として保障されるべき様々な事案を

世に問うべく

積極的に主張し続けている

日本作編曲家協会は

各自の創作者としての技術・能力の向上

さらには後進の育成指導をもはかるとともに

われわれは相互に協力し広く社会一般への

文化の啓発・教育に力を注いでいる

日本作編曲家協会は

音楽をはじめとする全ての創作・芸術を通し

世界のクリエイターをリードし

文化・社会に貢献し続ける創作者の団体であり

未来へさらに発展して行く存在である

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本作編曲家協会（略称 J C A A）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区内に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、作曲家・編曲家（以下「作編曲家」という）を含む音楽家一般の文化的・社会的・経済的地位の向上、音楽文化の振興、作編曲家の著作権並びに指揮・演奏を行う作編曲家の著作隣接権その他の権利の擁護・啓発、後進の育成・教育、広報、会員相互の親睦等を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 作編曲家を含む音楽家の委嘱・演奏契約条件の改善活動支援
- (2) 作編曲家の著作権（財産権・人格権）、著作隣接権、氏名表示、その他文化的諸権利についての研究並びに啓発活動
- (3) デジタル環境下における新たな権利の研究・拡充
- (4) 作編曲家の文化的価値についてのアピール活動（コンサート、レコード制作等の企画・実施）
- (5) 作編曲等に関する音楽技術向上のための研修
- (6) 音楽、著作権等に関する諸団体との交流
- (7) インターネットを通じての広報・啓発活動
- (8) 後進の指導のための研修
- (9) 社員の親睦、福利・厚生に関する活動
- (10) 社員の創作した楽曲のスコア及びパート譜の管理・貸与業務
- (11) その他、第3条の目的を達成するために必要な対内的・対外的諸活動

2 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(会員の種類と法律上の「社員」)

第6条 この法人の会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入社した作曲家、編曲家、その他の音楽家
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛同するため入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人の事業に賛同し会員の賛同、推薦を受けた個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律（以下「一般社団法人法」という）上の社員とする。

（社員の資格の取得）

第7条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、社員になった時及び毎年、社員は、別に理事会が定める会費を支払う義務を負う。

2 満80歳に達した社員で、理事会が認めた者に対して、会費を免除することができる。

（休 会）

第9条 社員が、病気その他の理由により音楽活動を行えなくなった場合、又はそれに準ずる重大な理由がある場合、本会は理事会の議決により、当該社員を相当の期間休会させることができる。

2 休会を許可された社員は、会費納入は免除され、総会議決権は休会の期間中停止される。休会中の社員サービスについては、理事会で定める。

3 休会が2年以上に及んだとき退会したものとみなす。但し、理事会が休会期間の延長を認めたときはこの限りではない。

4 休会の申出は、事務局宛に所定の申込書で行うものとする。

（任意退社）

第10条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

2 退社の届出が困難な場合は、事務局が社員の退社意思を確認する資料を作成することをもって、届出にかえることができる。

（除 名）

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

（1） この定款その他の規則に違反したとき。

（2） この法人の名誉を著しく傷つけ、目的に反する行為をしたとき。

（3） その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 法人は、除名の決議をなす前に、対象全員に対し、理事会及び総会で弁明する機会を与えなくてはならない。

（社員資格の喪失）

第 12 条 前 2 条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を 2 年分以上納入しないとき。
- (2) 当該社員が死亡したとき。
- (3) 当該社員が転業し、第 6 条第 1 項所定の資格を喪失したとき。

(抛出金品の不返還)

第 13 条 退社し、又は除名された社員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 14 条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任と解任
- (2) 理事及び監事の報酬
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、附属明細書の承認
- (4) 年度の活動計画
- (5) 予算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併
- (9) 社員の除名
- (10) その他、社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度定時に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の決議権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求

することができる。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 20 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 会議に出席することができない社員は、予め通知された議題について賛否の書面を提出する方法、電磁的方法、又は議決権を有する者を代理人として表決を委任する方法によって議決権を行使することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事の選任及び解任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 25 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち、3名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を常任理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、その法人の業務及び財産状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等とし

て支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 特定の案件について、理事全員が、事前に、書面による持ち回り決議もしくは電磁的方法による決議について同意した場合、持ち回りもしくは電磁的方法による決議をすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費・入会金
- (2) 寄付金品

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算と決算)

第36条 本会の予算は、その年度最初の総会の議決により定める。

2 総会に提出する事業計画案、収支予算案については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項第3号から第5号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年備え置き、定款・社員名簿を主たる事務所に備え置く。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併)

第39条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成により、他の一般社団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた理由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故、その他やむを得ない理由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 雑 則

(各種委員会、事業部)

第43条 この法人の活動のため、理事会の議決に基づき、各種委員会、事業部を設置することができる。

- 2 各種委員会、事業部の職制、人選については、理事会が定める。

(事務局)

第44条 本会は事務局を置くことができる。

- 2 事務局員は代表理事が監督する。
- 3 事務局の職制については、理事会で定める。

(理事会への委任)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から、平成23年3月31日までとする。

3 当法人の最初の理事の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

令和6年6月19日、定時総会において、定款第8条2項改正。同日施行。

附 則

令和8年6月16日、定時総会において、定款2条1項改正。令和8年6月20日から施行。

上記は当法人の現行定款に相違ありません。

一般社団法人日本作編曲家協会
代表理事 小 六 禮 次 郎